

保 税 蔵 置 場 許 可 期 間 の 更 新 公 告

関税法第42条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月22日

函 館 税 関 長 笠 川 隆 博

1. 被許可者の住所及び名称

北海道中川郡池田町字西1条7丁目11番地

北海道中川郡池田町
(法人番号：1000020016446)

2. 保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署：釧路税関支署）

池田町ブドウ・ブドウ酒研究所 保税蔵置場

北海道中川郡池田町字清見38番地の3、
83番地の3

3. 更新した期間

自 令 和 6 年 5 月 1 日

至 令 和 1 2 年 4 月 3 0 日